

## 第1章 計画の基本的考え方

この計画は、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の基本理念に基づき、男女が平等に共同参画する社会づくりに向けて、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、職場、地域などあらゆる分野において共同参画する社会を目指し、区が総合的に施策を展開するために策定したものです。

### 1 基本理念

「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」は次の基本理念を定めており、この計画は基本理念を踏まえたものです。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別により直接的、間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- (4) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進すること。
- (5) 区民は、国籍、性別、年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

### 2 社会の動きと目黒区の取り組み

「目黒区男女平等推進計画」が策定された平成11年3月以降、男女平等・共同参画に向けた取り組みに関し、国、東京都、目黒区において以下の動きがありました。

#### (1) 国・東京都の動き

- ・ 平成11年4月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法」という。)」改正法施行
- ・ 平成11年6月 「男女共同参画社会基本法」施行
- ・ 平成12年4月 「東京都男女平等参画基本条例」施行
- ・ 平成13年4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」という。)」公布
- ・ 平成15年7月 「次世代育成支援対策推進法」公布
- ・ 同 「少子化社会対策基本法」公布

## (2) 目黒区の取り組み

- ・ 平成12年10月 「目黒区基本構想 / 基本計画」改定
- ・ 平成14年3月 「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」公布

## 3 計画の性格

- (1) この計画は、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例第8条に基づき策定するものです。
- (2) この計画は「目黒区男女平等推進計画」(計画期間=平成11年度から平成20年度)を見直し、新たに策定したものです。
- (3) この計画は、「目黒区基本構想 / 基本計画」を踏まえて策定したものです。  
施策の推進にあたっては、区の各部門において所管事業として取り組むため、この計画の中では具体的な実施年度・事業費・実施規模及び数値等は特定化していません。
- (4) この計画は、目黒区男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重して策定したものです。
- (5) この計画は、条例の基本理念を具体化し、達成すべき目標と方向を明確にし、区、事業者、区民が協働して取り組む際の指針となるよう策定したものです。

## 4 計画の期間

計画の期間は、平成16年度から平成22年度までとします。但し、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。

## 5 計画の目標と重点項目

計画は、男女が平等に共同参画する社会の実現を推進するため、次の目標を設定し、総合的に施策を展開します。

また、目黒区男女平等・共同参画審議会において「社会情勢」「問題の深刻さ」「全体への波及効果」等の観点から重点課題として認識されたもの、及び男女共同参画の推進が特に必要とされる課題として、目標ごとに各々1つの方向(中項目)を選定し、重点的に取り組むこととします。

目標 = 大項目	1	あらゆる分野における男女平等と共同参画
	2	男女がともに担う家庭生活と職業生活
	3	人権が尊重される社会、家庭、職場の形成

- 4 男女が平等に共同参画する環境づくり
- 5 男女平等・共同参画を推進する体制の強化

重点項目（方向＝中項目）

- [大項目1] 政策決定及び意思決定過程での男女の平等な共同参画の推進
- [大項目2] 子育て支援
- [大項目3] 女性に対する暴力の防止と被害者支援
- [大項目4] 区民、事業者、区職員、教員に対する意識啓発
- [大項目5] 男女平等に関する進捗状況評価・改善の仕組みづくり

6 計画の体系

目黒区男女平等・共同参画推進計画体系図

大項目（目標）	中項目（方向） ＝重点項目	小項目（具体的な方向）
1 あらゆる分野における男女平等と共同参画	1 政策決定及び意思決定過程での男女の平等な共同参画の推進	1 審議会などにおける男女の平等な共同参画の推進
		2 格差を是正する積極的な措置（ポジティブ・アクション）促進の取り組み
		3 女性のための人材育成教育の充実
	2 地域、団体活動の充実と男女の平等な共同参画の促進	1 地域活動への参画促進
		2 地域活動における男女の平等な共同参画の普及・啓発
		3 男女平等・共同参画に関する活動団体への支援
	3 職業における男女平等と共同参画の促進	1 職場の男女平等と共同参画への取り組みの促進
		2 区における男女の平等な共同参画の推進
		3 女性起業家や女性自営業者への情報提供と支援
1 家庭生活と職業生活の両立支援	1 家庭生活と職業生活の両立支援	1 仕事と家庭生活の両立支援
		2 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境整備

2 男女がともに担う家庭生活と職業生活	2 子育て支援	1 多様な保育サービスの充実	
		2 ひとり親家庭に対する支援	
		3 地域での子育て支援	
		4 子育てに関する相談機能の充実と情報提供	
	3 高齢者の自立支援・介護支援	1 高齢者の自立支援と主体的な社会参加の促進	
		2 介護事業の充実	
3 介護分野の人材育成			
3 人権が尊重される社会、家庭、職場の形成	1 女性に対する暴力の防止と被害者支援	1 あらゆる暴力の防止に向けた啓発と加害者を対象に含めた事業の検討	
		2 被害者支援の充実	
	2 性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすること(セクシュアル・ハラスメント)の防止	1 職場、学校、地域でのセクシュアル・ハラスメント防止への取り組み	
		3 生涯にわたる健康保持・増進支援	1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の理解促進
	2 生涯にわたる健康保持・増進支援		
	4 男女が平等に共同参画する環境づくり	1 区民、事業者、区職員、教員に対する意識啓発	1 区民、事業者、区職員、教員に対する意識啓発
2 教育及び学習の場における男女平等と共同参画への理解促進			1 生涯学習の場での男女平等教育の促進と支援
			2 家庭における男女平等教育の促進
3 多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力(メディア・リテラシー)の育成		1 生涯学習における多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力(メディア・リテラシー)教育の取り組み	
		1 推進体制の充実	

5 男女平等・共同参画を推進する体制の強化	1 推進体制の充実	2 男女平等・共同参画センター事業の充実
		3 男女平等・共同参画審議会と男女平等・共同参画オンブズの連携
	2 男女平等に関する進捗状況評価・改善のしくみづくり	1 年次報告書の作成
	3 区、事業者及び区民の協働	1 区、事業者、区民、団体の協働
	4 国・東京都・国際社会との連携	1 国・東京都との連携
		2 国際理解と海外情報の収集及び提供

## 7 計画の推進

この計画の事業目標の実現にあたっては、区のあらゆる部門で所管ごとの事業計画に基づいて推進します。

このため、計画の推進にあたっては、人権・男女平等推進担当者会議が関係所管との連絡調整を図りながら、計画の立案及び計画事業の進行管理を行うものとし、目黒区男女平等・共同参画審議会の活動と連携して、男女が平等に共同参画する社会づくりの実現に向けて継続して取り組むものです。